

所得税・市県民税の申告期限は3月15日（火）まで

所得税の確定申告…竜ヶ崎税務署 ☎66-1303、市県民税の申告…市課税課 ☎内線1243

令和3年分(令和3年1月1日から12月31日まで)の所得税の確定申告と、令和4年度(令和3年分)市県民税の申告の相談・受付をします。また、今回から番号札の配布終了時間を15時に変更します。

期間 **2月16日(水)～3月15日(火)**の平日 **9:00～15:00**

※番号札は8時から配布。受付人数は30分ごとに制限します。

会場 取手勤労青少年体育センター（市役所裏体育館）
藤代庁舎(2月20日(日)のみ)

※2月20日：藤代庁舎、27日：取手勤労青少年体育センター（市役所裏体育館）各日曜日に限り、9時から12時まで受け付けます(右表★参照)。

◎37.5度以上の熱がある方や体調が優れない方はご来場をお断りします。新型コロナウイルス感染症の拡大状況により、相談・受付を中止する場合があります。

▶青色申告などは竜ヶ崎税務署で

所得税の確定申告のうち、青色申告、損失申告、雑損控除の申告、譲渡所得の申告、譲渡損失の繰越申告、配当所得の申告、令和3年分以外の申告などは、市役所ではできません。竜ヶ崎税務署にご相談ください。

▶取手勤労青少年体育センターで確定申告をする方へ

国税庁が発行する「利用者識別番号」が必要です。番号をお持ちの方(税務署から送付されるお知らせの通知に記載がある方)は、持参してください。番号をお持ちでない方や番号が分からない方は、当日職員が対応します。

■出張受付 期間前に所得税の還付申告と市県民税の申告を受け付けます。

日程	会場
1月 28日(金)※	井野公民館
2月 1日(火)	福祉会館（市民会館隣）
2日(水)	戸頭公民館
3日(木)	小文間公民館
4日(金)	高須公民館
8日(火)・9日(水) 10日(木)・14日(月)	藤代庁舎

※1月28日(金)は、同日に新型コロナワクチン接種予約会が行われるため公民館内の混雑が予想されます。他の会場のご利用もご検討ください。

■申告期間中の受付

日程	会場
2月 16日(水)～18日(金)	取手勤労青少年体育センター
★20日(日)	藤代庁舎
2月 21日(月)・22日(火) 24日(木)・25日(金)	取手勤労青少年体育センター
★27日(日)	
28日(月)	
3月 1日(火)～4日(金) 7日(月)～11日(金) 14日(月)・15日(火)	

所得税の確定申告

令和3年分の所得(各種所得の合計額)と所得税額を計算し、源泉徴収された税額などの過不足を精算する手続きです。

■確定申告の必要がない方の例

公的年金の収入金額が400万円以下でその他の所得が20万円以下の方、給与所得だけで年末調整がお済みの方、給与収入額が103万円以下の方 など
※市県民税の申告が必要な場合があります。

■上記に該当する方でも還付を受ける場合は確定申告が必要です

3年中に所得税を源泉徴収されていて、次に該当する方は確定申告で所得税が還付されることがあります。

▶年末調整を受けていない方▶源泉徴収票の記載内容のほかに、医療費控除や扶養控除などの各種所得控除を追加する方

■1月下旬に確定申告の申告用紙を下記の場所に配置します

配置 竜ヶ崎税務署・市課税課・藤代総合窓口課

※取手支所・取手駅前窓口・戸頭窓口・各公民館などは配置しません。

◎前年に確定申告をした方には、竜ヶ崎税務署からお知らせの通知または申告用紙を発送します。申告内容によっては発送しない方がいます。

市県民税の申告

■市県民税の申告が必要な方の例

▶所得控除などを追加したい方▶所得がなく誰の扶養にも入っていない方(遺族年金・障害年金・失業保険など非課税所得のみで、誰の扶養にも入っていない方も含む)▶別世帯の誰かの扶養に入っている方▶勤務先から市に給与支払報告書の提出がない方▶上場株式等に係る配当所得等・譲渡所得等の申告で、所得税とは異なる課税方式を選択する方 など

■1月下旬に市県民税の申告用紙を配置・発送します

配置 市課税課・藤代総合窓口課

※取手支所・取手駅前窓口・戸頭窓口・各公民館などは配置しません。

発送 前年に市県民税の申告をした方には申告用紙を発送します。

■パソコンで市県民税の申告書を作成できます

市ホームページ(「申告書の作成」で検索)で、申告書の作成や税額の試算ができます。令和4年度(令和3年分)の入力は2月上旬から可能です。

提出方法 郵送：完成した申告書を印刷し、下段の必要書類とともに〒302-8585寺田5139課税課市民税係宛

※システム上からのデータ送信や、所得税の確定申告書、収支内訳書、分離課税分(譲渡所得など)、2年度(元年分)以前の市県民税の申告書の作成はできません。

申告に必要な書類など

申告内容によって必要な書類などは異なります。還付申告の場合は、振込先金融機関の口座番号が分かるものが必要です。

区分	内容
所得金額を証明する書類	<ul style="list-style-type: none"> 給与所得や公的年金などの源泉徴収票(原本) 個人年金の支払通知(収入金額と必要経費が記載されているもの)、報酬の支払調書 ほか 収支内訳書(事業所得や不動産所得がある方は収入と経費が分かるもの)
各種控除を受けるために必要な証明書・書類	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納付済額通知書(5ページ参照) 社会保険料(国民年金保険料など)控除証明書 生命保険料・地震保険料などの控除証明書 医療費控除の明細書※領収書や合計金額のみの提示での受け付けはできません。 セルフメディケーション税制の明細書 寄付金の受領証、その他参考となるもの(障害者手帳など)
その他	<ul style="list-style-type: none"> 税務署や市役所から送付された書類(申告用紙やお知らせの通知など) 個人番号(マイナンバー)の分かるものと本人確認書類



医療費控除の明細書などは
事前準備をお願いします

申告会場では新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、下記書類の作成スペースを設けません。事前に作成の上、持参してください。

- 医療費控除の明細書またはセルフメディケーション税制の明細書
- 営業・農業・不動産などの収支内訳書